

第三者行為による事故の届出について

提出していただく書類（記入漏れ・押印漏れのないようお願いします）

書類名	備考
① 第三者の行為による被害届書	被害者（被保険者）が記入
② 交通事故証明書	自動車安全運転センター発行（警察で申請） ※人身事故扱いになっていない場合（物損事故）は、 「⑦人身事故証明書入手不能理由書」を併せて提出
③ 事故発生状況報告書	当事者のいずれかが記入
④ 念書	被害者（被保険者）が記入 （被害者が未成年の場合は、親権者の署名・捺印）
⑤ 個人情報の取り扱いに関する同意書	被害者（被保険者）が記入 （被害者が未成年の場合は、親権者の署名も併記）
⑥ 誓約書	加害者（相手方）が記入 ※相手方から記入押印がいただけない場合は、未記入で提出することも可能。その場合は、余白にその理由を記入。
⑦ 人身事故証明書入手不能理由書 ※備考欄記載事項に該当がある場合のみ	①交通事故証明書 がない場合 ②交通事故証明書 に被害者（被保険者）の氏名がない場合 ③交通事故証明書 が物件の場合

※ 書類がそろいましたらできるだけ早めに提出してください。（提出書類がそろうまでに時間がかかる場合はご相談ください。）

※ 提出書類については後日確認する場合がありますので、コピーなどを手元に残してください。

《提出先》

〒348-8601 羽生市東6丁目15番地

羽生市役所 国保年金課 国保係

TEL 048-561-1121（内線）181～184